

平成 27 年度第 1 回埼玉県道路メンテナンス会議

日 時：平成 27 年 6 月 3 日（水）

10：00～

場 所：埼玉県県民健康センター

1 階 大会議室 A・B

議 事 次 第（案）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）埼玉県道路メンテナンス会議規約の改正について

（2）これまでの動き P 1～P 10

- ・埼玉県道路メンテナンス会議の主な取り組み（1）～（5）
- ・道路の老朽化対策の本格実施に関する提言概要
- ・点検に関する法令関係
- ・跨道橋連絡部会の設置について
- ・高速道路跨道橋の点検について

（3）平成 27 年度の取り組みについて P 11～P 15

- ・平成 27 年度の主な取り組み
- ・跨道橋・跨線橋の点検について
- ・道路事業における地域一括発注の取り組みについて
- ・メンテナンスに関する研修・広報の実施

（4）関東地方整備局からの情報提供 P 16～P 25

- ・点検・診断結果を踏まえた措置方針
- ・道路メンテナンスの見える化の取り組み方針①～②
- ・「道路メンテナンス技術集団」による「直轄診断」
- ・大規模修繕・更新補助制度の創設
- ・道路事業における防災・安全交付金の重点配分の例（H27 概算）
- ・道路事業における社会資本整備総合交付金の重点配分の例（H27 概算）
- ・地方自治体への技術支援（道路構造物管理実務者研修）

4. 閉 会

埼玉県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「埼玉県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、埼玉県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- （1）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- （2）道路施設の点検、修繕計画等の把握/調整に関すること。
- （3）道路施設の損傷事例や技術基準等の共有に関すること。
- （4）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、埼玉県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を4名置くものとし、会長は国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長、副会長は埼玉県県土整備部参事、さいたま市建設局土木部長、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所長、首都高速道路株式会社西東京管理局土木担当部長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席をもとめることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整をおこなうため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
7. 会議には、道路構造物等の不具合発生時における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談窓口として、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所に道路構造保全室を置くものとする。

（幹事会）

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- （1）会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所計画課、管理第二課、埼玉県県土整備部道路政策課、さいたま市建設局土木部道路環境課、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所、首都高速道路株式会社西東京管理局保全管理課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年5月28日から施行する。

改正 平成27年6月3日

埼玉県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省関東地方整備局	大宮国道事務所長
副会長	埼玉県県土整備部	参事
	さいたま市建設局	土木部長
	東日本高速道路株式会社関東支社	所沢管理事務所長
	首都高速道路株式会社	西東京管理局土木担当部長
会員	国土交通省関東地方整備局	北首都国道事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	三郷管理事務所長
	首都高速道路株式会社	東東京管理局土木担当部長
	埼玉県	道路政策課長
	埼玉県	道路街路課長
	埼玉県	道路環境課長
	埼玉県道路公社	事務局長
	さいたま市	道路環境課長
	川越市	建設部長
	熊谷市	建設部長
	川口市	建設部長
	行田市	建設部長
	秩父市	地域整備部長
	所沢市	建設部長
	飯能市	建設部長
	加須市	建設部長
	本庄市	都市整備部長
	東松山市	建設部長
	春日部市	建設部長
	狭山市	都市建設部長
	羽生市	まちづくり部長
	鴻巣市	建設部長
	深谷市	都市整備部長
	上尾市	都市整備部長
	草加市	建設部長
	越谷市	建設部長
	蕨市	都市整備部長
	戸田市	都市整備部長
	入間市	都市建設部長
	朝霞市	都市建設部長
	志木市	都市整備部長
	和光市	建設部長
	新座市	都市整備部長
桶川市	都市整備部長	
久喜市	建設部長	
北本市	都市整備部長	
八潮市	建設部長	

埼玉県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会員	富士見市	建設部長
	三郷市	建設部長
	蓮田市	都市整備部長
	坂戸市	都市整備部長
	幸手市	建設経済部長
	鶴ヶ島市	都市整備部長
	日高市	都市整備部長
	吉川市	都市建設部長
	ふじみ野市	都市政策部長
	白岡市	都市整備部長
	伊奈町	土木課長
	三芳町	道路交通課長
	毛呂山町	まちづくり整備課長
	越生町	まちづくり整備課長
	滑川町	建設課長
	嵐山町	まちづくり整備課長
	小川町	建設課長
	川島町	まち整備課長
	吉見町	まち整備課長
	鳩山町	まちづくり推進課長
	ときがわ町	建設環境課長
	横瀬町	建設課長
	皆野町	建設課長
	長瀬町	建設課長
	小鹿野町	建設課長
	東秩父村	産業建設課長
	美里町	建設環境課長
	神川町	建設課長
	上里町	まち整備環境課長
	寄居町	建設課長
宮代町	まちづくり建設課長	
杉戸町	都市施設整備課長	
松伏町	まちづくり整備課長	
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課・管理第二課	
	埼玉県県土整備部 道路政策課	
	さいたま市建設局土木部 道路環境課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 所沢管理事務所	
	首都高速道路株式会社 西東京管理局 保全管理課	

埼玉県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	副所長
副幹事長	埼玉県県土整備部道路政策課	副課長
幹事	国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所	副所長
	東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所	副所長
	首都高速道路株式会社 西東京管理局 保全管理課	課長
	首都高速道路株式会社 東東京管理局 保全管理課	課長
	埼玉県県土整備部道路街路課	副課長
	埼玉県県土整備部道路環境課	副課長
	さいたま市建設局土木部道路環境課	課長補佐
	川越市建設部道路街路課	課長
	熊谷市建設部維持課	課長
	川口市建設部道路建設課	課長
	行田市建設部道路治水課	課長
	秩父市地域整備部道路維持課	課長
	飯能市建設部道路公園課	課長
	本庄市都市整備部建設課	課長
	東松山市建設部道路維持課	課長
	越谷市建設部道路建設課	課長
	朝霞市都市建設部道路整備課	課長
	久喜市建設部道路河川課	課長
	北本市都市整備部道路課	課長
	小鹿野町建設課	課長
寄居町建設課	課長	
杉戸町都市施設整備課	課長	
事務局	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課・管理第二課	
	埼玉県県土整備部 道路政策課	
	埼玉県さいたま市建設局土木部 道路環境課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 所沢管理事務所	
	首都高速道路株式会社 西東京管理局 保全管理課	

埼玉県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省関東地方整備局	大宮国道事務所長
副会長	埼玉県県土整備部	参事
	さいたま市建設局	土木部長
	東日本高速道路株式会社関東支社	所沢管理事務所長
	首都高速道路株式会社	西東京管理局土木担当部長
会員	国土交通省関東地方整備局	北首都国道事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	三郷管理事務所長
	首都高速道路株式会社	東東京管理局土木担当部長
	埼玉県	道路政策課長
	埼玉県	道路街路課長
	埼玉県	道路環境課長
	埼玉県道路公社	事務局長
	さいたま市	道路環境課長
	川越市	建設部長
	熊谷市	建設部長
	川口市	建設部長
	行田市	建設部長
	秩父市	地域整備部長
	所沢市	建設部長
	飯能市	建設部長
	加須市	建設部長
	本庄市	都市整備部長
	東松山市	建設部長
	春日部市	建設部長
	狭山市	都市建設部長
	羽生市	まちづくり部長
	鴻巣市	建設部長
	深谷市	都市整備部長
	上尾市	都市整備部長
	草加市	建設部長
	越谷市	建設部長
	蕨市	都市整備部長
	戸田市	都市整備部長
	入間市	都市建設部長
	朝霞市	都市建設部長
	志木市	都市整備部長
	和光市	建設部長
	新座市	都市整備部長
桶川市	都市整備部長	
久喜市	建設部長	
北本市	都市整備部長	
八潮市	建設部長	

埼玉県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会員	富士見市	建設部長
	三郷市	建設部長
	蓮田市	都市整備部長
	坂戸市	都市整備部長
	幸手市	建設経済部長
	鶴ヶ島市	都市整備部長
	日高市	都市整備部長
	吉川市	都市建設部長
	ふじみ野市	都市政策部長
	白岡市	都市整備部長
	伊奈町	土木課長
	三芳町	道路交通課長
	毛呂山町	まちづくり整備課長
	越生町	まちづくり整備課長
	滑川町	建設課長
	嵐山町	まちづくり整備課長
	小川町	建設課長
	川島町	まち整備課長
	吉見町	まち整備課長
	鳩山町	まちづくり推進課長
	ときがわ町	建設環境課長
	横瀬町	建設課長
	皆野町	建設課長
	長瀨町	建設課長
	小鹿野町	建設課長
	東秩父村	産業建設課長
	美里町	建設環境課長
	神川町	建設課長
	上里町	まち整備環境課長
	寄居町	建設課長
宮代町	まちづくり建設課長	
杉戸町	都市施設整備課長	
松伏町	まちづくり整備課長	
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	
	埼玉県県土整備部 道路政策課	
	さいたま市建設局土木部 道路環境課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 所沢管理事務所	
	首都高速道路株式会社 西東京管理局	

埼玉県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	副所長
副幹事長	埼玉県県土整備部道路政策課	副課長
幹事	さいたま市建設局道路環境課	
	東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所	
	埼玉県県土整備部道路街路課	副課長
	埼玉県県土整備部道路環境課	副課長
	川越市建設部道路街路課	課長
	熊谷市建設部維持課	課長
	川口市建設部道路建設課	課長
	行田市建設部道路治水課	課長
	秩父市道路維持課	課長
	飯能市建設部道路公園課	課長
	本庄市都市整備部建設課	課長
	東松山市道路維持課	課長
	越谷市道路建設課	課長
	朝霞市道路整備課	課長
	久喜市建設部道路河川課	課長
	北本市都市整備部道路課	課長
小鹿野町建設課	課長	
寄居町建設課	課長	
杉戸町都市施設整備課	課長	
事務局	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	
	埼玉県県土整備部 道路政策課	
	埼玉県さいたま市建設局土木部 道路環境課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 所沢管理事務所	

平成27年度第1回

埼玉県道路メンテナンス会議

1. これまでの動き

埼玉県道路メンテナンス会議の主な取り組み（1） 大宮国道事務所

【平成26年度の活動実績】

1. 道路インフラの老朽化に関するアンケート調査を実施
⇒ 課題を抱えている市町村への支援策に反映
2. 具体的な課題の把握と点検業務体制の構築に向けた追加アンケート調査を実施
⇒ 結果を市町村への支援策に反映
3. JR3支社と全市町村の跨線橋の点検計画（5ヶ年）に関して、メンテナンス会議が一括して包括協議
⇒ 県内全ての道路管理者の点検計画の協議を締結
4. 民間鉄道6社と全市町村の跨線橋の点検計画（5ヶ年）に関して、メンテナンス会議が一括して包括協議
⇒ 現在も引き続き協議中
5. 高速道路を跨ぐ道路施設の点検に関して、高速道路会社とメンテナンス会議が連携し、自治体と一括調整
⇒ 受委託調整や点検年次の平準化、効率的な規制等について自治体との調整を継続中
6. 点検業務の一括発注について、具体的な体制の構築
⇒ 2公社との調整や市町村の意向把握、公社・自治体間の協定締結及び点検業務発注に向け調整を継続中

埼玉県道路メンテナンス会議の主な取り組み（2） 大宮国道事務所

【平成26年】

4月14日 社会資本整備審議会道路分科会建議「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

5月28日 第1回埼玉県道路メンテナンス会議開催

6月30日 県内市町村に対し、道路インフラの老朽化に関するアンケート調査を依頼、課題を抱えている市町村への支援策を検討

8月11日 県内市町村に対し、定期点検の実施計画策定について依頼

9月 5日 埼玉県道路メンテナンス会議・第1回幹事会開催

10月 9日 第2回埼玉県道路メンテナンス会議開催

10月16日 県内市町村に対し、具体的な課題の把握と点検業務体制の構築に向け追加アンケート調査を依頼、結果を自治体支援に反映

【平成27年】

1月13日 第3回埼玉県道路メンテナンス会議開催

3月～4月 JR東日本3支社と跨線橋の5ヶ年の点検計画に関する包括協議、県内全ての道路管理者の点検計画の協議を締結

3月18日 埼玉県社会資本メンテナンス講演会にて埼玉県内の老朽化の現状を報告

3月20日 埼玉県道路メンテナンス会議跨道橋連絡部会議開催（高速道路の跨道橋の点検に関し、高速道路会社と自治体の一括調整）

4月～ 民間鉄道6社とJR同様に5ヶ年の点検計画について、包括協議について調整中

4月 9日 県内市町村に対し、橋梁点検業務に関する支援（一括発注）要望を把握するための調査、一括発注の意向を把握

埼玉県道路メンテナンス会議の主な取り組み（3） 大宮国道事務所

●老朽化に関するパネル展示の取り組み

○県内各所で道路の老朽化に関するパネル展示を6ヶ所で開催

- ①道の駅おかべ : 平成26年8月4日～8月24日
- ②道の駅庄和 : 平成26年9月12日～9月28日
- ③さいたま市役所 : 平成26年11月4日～11月11日
- ④埼玉県庁 : 平成26年11月25日～12月5日
- ⑤さいたま市市民活動サポートセンター : 平成26年12月8日～12月19日
- ⑥道の駅川口・あんぎょう : 平成27年1月17日～2月1日

■パネル展示初日道の駅おかべでは、地元深谷市小島進市長も訪れ、真田会長が小島市長にパネル内容の説明を行いました。



パネル内容の説明状況



H26. 8. 4 テレビ埼玉

（深谷市長）

新しい道路の要望はあるが、なかなか老朽化に対しての市民の関心は低い。なんとか市民また住民の方に関心を持って頂けるような手段を考えたいと思っております。

埼玉県道路メンテナンス会議の主な取り組み（４） 大宮国道事務所

●市町村職員を対象とした技術講習会（橋梁点検講習会）

橋梁の基礎知識や点検時の注意事項などの学習や近接目視や打音検査等を模擬点検などを現場で体験

- ①第1回技術講習会 : 平成26年11月7日
場所 : (午前) 座学 : 越谷市総合体育館会議室
(午後) 現場実習 : 市道40997号 東橋
出席状況 : 32自治体 51名出席

■第1回技術講習会の現場実習には、地元越谷市高橋努市長も視察に訪れました。



(越谷市長)

安全を確保するためには、このような点検も当然無くてはならないことですが、いっぺんには出来ないため、計画的にやっ行ってかざるを得ず、危険度の高いものから(点検を)やっ行くことになるでしょう。

H26. 11. 7 テレビ埼玉



第1回技術講習会状況

埼玉県道路メンテナンス会議の主な取り組み（5） 大宮国道事務所

②第2回技術講習会 : 平成26年11月28日
場所 : (午前) 座学 : さいたま新都心合同庁舎
(午後) 現場実習 : 国道17号宮原高架橋
出席状況 : 21自治体 32名出席



第1回技術講習会現場実習状況

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない ↔ メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

- 道路法改正【H25.6】
 - ・点検基準の法定化
 - ・国による修繕等代行制度創設
- インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】
 - 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
 - ⇒インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保 (通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

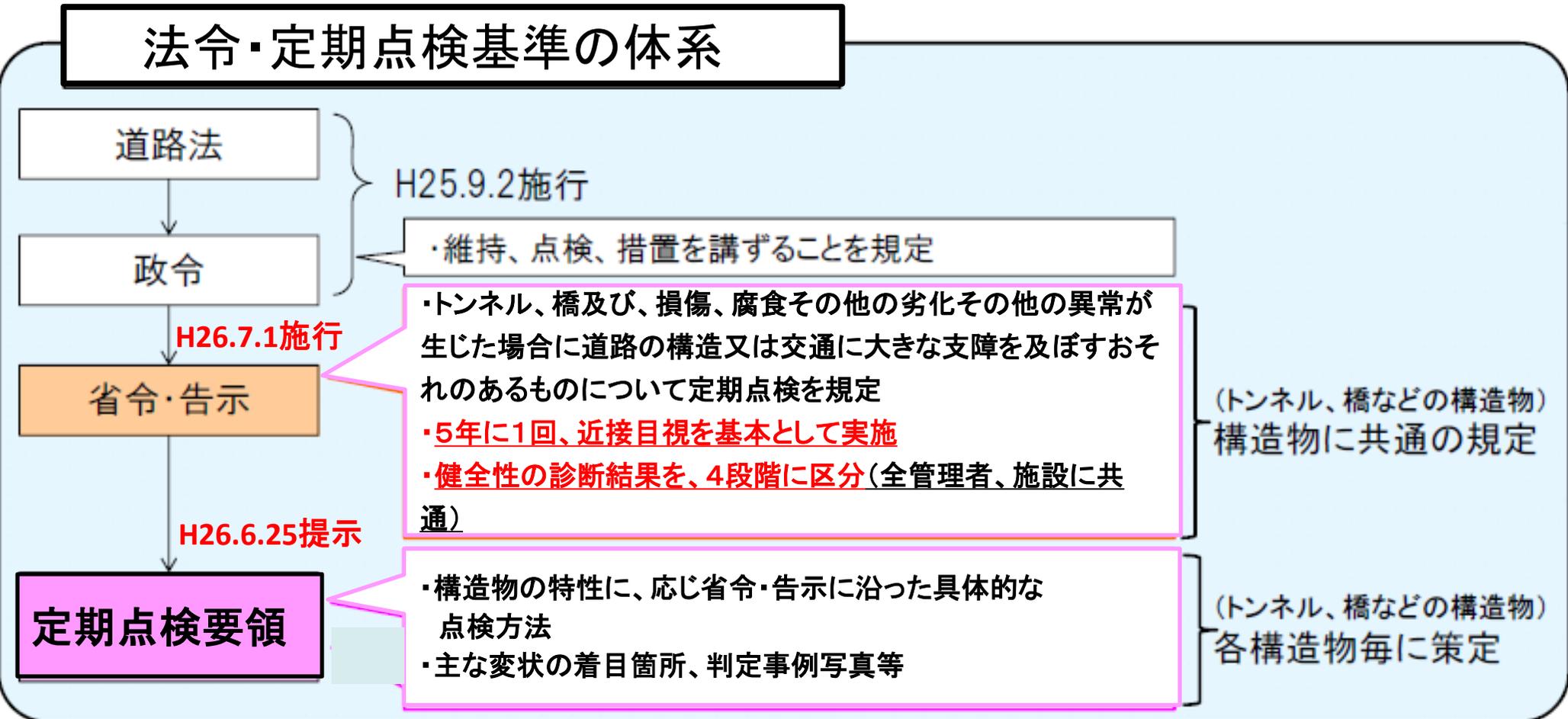
[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

点検に関する法令関係

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 市町村における円滑な点検実施のため、点検方法、主な変状着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)

法令・定期点検基準の体系



跨道橋連絡部会の設置について

埼玉県道路メンテナンス会議 跨道橋連絡部会を平成27年3月20日に開催

- 会長 大宮国道事務所長
- 構成メンバー 対象となる道路法上の道路以外の施設の管理者及び道路管理者
- 内容 対象施設について、点検・診断の定期的な実施等を依頼

※補助国道、都道府県道、市町村道については「緊急輸送道路」に指定されている道路を対象
なお、本部会は、既存の「埼玉県跨高速道路橋維持管理連絡協議会」の機能も併せて移行

今後の跨道橋・跨線橋の対応について

※H26.12.17道路技術小委員会資料より

資料5-7

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外		
						その他	鉄道	
高速会社	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> </div>				<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">跨道橋 連絡会議 (仮称) 【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> </div>		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">地方連絡会議</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 整備局 運輸局</p> </div>	
直轄								
公社								
都道府県 市区町村 ※緊急輸送道路								
道路法外	その他	個別協議				—	—	
	鉄道	<p style="text-align: center;">地方連絡会議(整備局毎に設置済) <事務局>整備局・運輸局</p>				—	—	

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成27年2月10日
道路局

高速道路跨道橋の点検状況について

高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関しては、平成25年10月に会計検査院が高速道路6会社※に処置要求、平成26年6月には参議院警告決議がなされ、点検の実施や必要な補修を行うことが求められています。

これを受けて、国土交通省では、道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関して、平成26年度内にすべて点検を完了する予定であり、引き続き省令に基づく5年に一度の近接目視点検を行いながら、必要な補修を実施することとしています。

また、高速道路6会社に、高速道路跨道橋の管理者との情報共有体制の構築や、管理者に対して点検や補修の実施を要請するよう指示し、自らも高速道路跨道橋の所管省庁に、同様の要請を行ってきました。

さらに、管理者が老朽化した高速道路跨道橋を撤去する取り組みもはじまっています。

このたび、これらの取り組みの一環として、平成27年1月1日時点の高速道路跨道橋の点検状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数 (①)	5,798橋
平成27年1月1日時点で点検済みの跨道橋数 (②)	5,415橋
点検実施率 (②/①)	93%
平成27年3月末までに点検済みとなる跨道橋数 (③)	5,469橋
点検実施率 (③/①)	94%

今後も引き続き、高速道路のすべての跨道橋が速やかに点検されるよう取り組むとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保してまいります。

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

(参考) 跨道橋を含む橋梁の老朽化対策の取り組み

高速道路跨道橋の取り組み

■情報共有体制の構築

- 国土省の「道路メンテナンス会議」、高速道路会社の「跨道橋連絡協議会」を通じて情報共有を図るとともに、点検推進を支援

跨道橋連絡協議会での取り組み

- 跨道橋連絡協議会の概要
(平成25年12月までに全都道府県毎に設置)
【対象】
高速道路を跨ぐ跨道橋(道路法外の跨道橋も含む)
【体制】
・高速道路会社
・地方整備局
・地方公共団体
・道路公社
・民間会社 等
- 取り組み状況等
 - 情報共有
 - 点検実施の要請
 - 新たに道路メンテナンス会議の下部組織として設置される「跨道橋連絡会議(仮称)」へと発展的に改組(平成26年度内)



協議会開催状況

■技術協力、点検・補修の促進

- 高速道路会社が市町村等の跨道橋管理者から受託し、点検、補修を実施



点検実施状況



補修実施状況

平成26年度の受託・請負状況(平成27年1月1日時点)
・点検: 108自治体、432橋
・補修: 45自治体、103橋

■所管省庁への要請

- 点検未実施の跨道橋管理者の所管省庁に、点検促進を要請する文書を発出

道路法以外の施設で、点検未実施の跨道橋に関しては、管理者及び所管省庁に、速やかな点検や必要な補修の実施を要請

道路橋全体での取り組み

■点検義務の明確化

- 道路法施行規則を改正し、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 円滑な点検実施のため、変状の着目箇所等を記載した定期点検要領を策定

- 道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行)(抄)
(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)
点検は、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本とすること。

- 定期点検要領(平成26年6月)
【対象となる道路構造物】
・道路橋
・道路トンネル
・シェッド、大型カルバート等
・横断歩道橋
・門型標識等



■体制の構築

- 平成26年7月までに全都道府県毎に「道路メンテナンス会議」を設置し、情報共有を図るとともに効果的な点検実施推進を支援

□ 道路メンテナンス会議

- 【体制】
・地方整備局(国道事務所)
・地方公共団体
・高速道路会社
・道路公社



会議開催状況

跨道橋の点検推進に向けた取り組み

- 高速道路上の跨道橋のうち、道路法上の橋梁は平成26年度内に全て点検完了予定
- 道路法以外の跨道橋の点検推進のため「跨道橋連絡会議」を平成26年度内に設置し、引き続き管理者及び所管省庁に点検実施を要請

2. 平成27年度の取り組みについて

平成27年度については、道路メンテナンス会議において次の取り組み等を行う予定

1. 平成26年度の点検結果の取りまとめ
2. 点検計画に基づいた定期点検の実施状況の確認
3. 跨線橋及び跨道橋の点検を確実に実施するため、各部会を活用して、鉄道事業者や高速道路会社との包括協議を継続的に実施
4. 市町村の人的・財政的な負担軽減のため、点検の一括発注体制の早期構築
5. メンテナンスに関する情報の把握・蓄積、情報の共有化・見える化
6. 老朽化に関する広報の実施

跨道橋・跨線橋の点検について

【跨道橋の点検について】

- 跨道橋については、第三者への被害防止のために、優先的に点検を実施。
- 緊急輸送道路*を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く、道路法上の道路以外の施設（農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等）の点検・診断、補修等の状況把握のため、「**跨道橋連絡部会**」（議長：大宮国道事務所長）を埼玉県道路メンテナンス会議の下部組織として設置（H27.3.20開催）

*高速道路、直轄国道、公社道路は全ての道路を対象

⇒H27年度も状況を把握し点検を要請

- 高速道路を跨ぐ跨道橋の点検についても部会を活用しながら、高速道路会社の点検等に関する受委託の調整や点検年次の平準化、効率的な規制等について、関係する自治体等と引き続き調整を図る。

【跨線橋の点検について】

- 埼玉県道路メンテナンス会議では、JR東日本大宮支社、高崎支社、八王子支社等と跨線橋点検に関する包括協議を行い、県内全ての道路管理者の**5年間の跨線橋点検計画を含んだ確認文書を締結（H27.4）**
- 今後、**H26年度の点検実施状況を精査**し、状況を踏まえ、JR東日本各支社等と再度協議を行い、跨線橋点検計画を見直す予定。
- 各道路管理者は、跨線橋点検にあたり、鉄道事業者と橋梁毎の個別協定を締結。

＜JR東日本、JR貨物の跨線橋点検計画(H27.4)の跨線橋数(精査中)＞

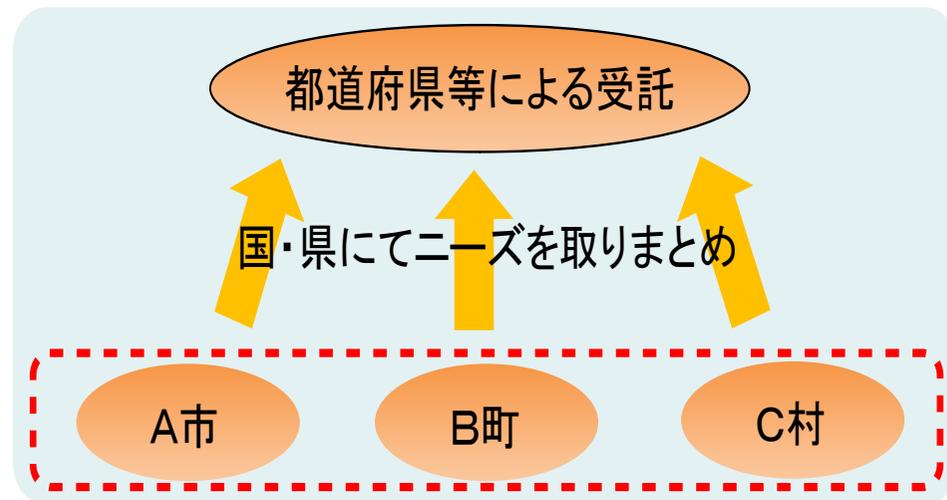
	H26	H27	H28	H29	H30	合計
JR東日本	23	14	33	43	25	138
JR貨物	1	0	0	2	0	3

○市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施

※平成27年度は、1町で実施

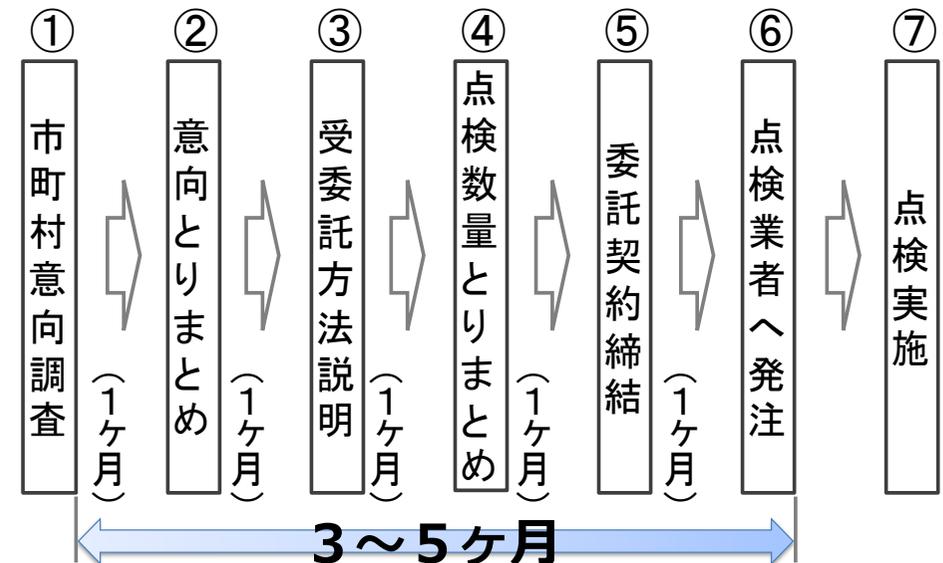
【イメージ図】

- 市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- 国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



メンテナンス研修：橋梁等

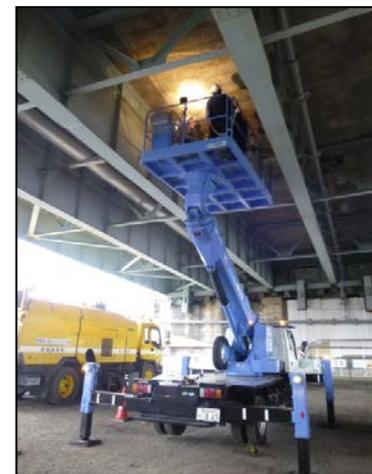
(2～3回程度を予定)

対象：自治体職員(及び直轄職員)

予定人数：1会場30名～50名程度

時期：7月以降時期未定

目的：管理者又は発注者として必要な知識の習得を
目的として、橋梁、トンネル等に係る点検要領の
理解に係わる講義



H26.11.28 橋梁点検講習会

老朽化に関する広報

対象：一般

時期：7月以降(時期未定)

目的：国民の理解と協働を図るため道の駅等の数施設で
パネル展を開催



H26.9.12パネル展・「道の駅」庄和

3. 関東地方整備局からの情報提供

- 市町村における点検・診断結果は、道路メンテナンス会議で評価
- 判定区分Ⅳ(緊急措置段階)の橋梁等は、「通行止め」「通行規制」もしくは「応急措置」等を実施した上で、「修繕」「更新」「撤去」のいずれかの措置方針を速やかに決定

【点検・診断結果の評価】

- (1)道路メンテナンス会議において、各道路管理者ごとの点検・診断結果を集計し、共有
- (2)各道路管理者の責任の下、(1)を参考に自らの点検・診断結果をチェックし、必要に応じて対応。そのうえで、判定区分割合は最終的に公表

定期点検結果を踏まえた橋梁の判定区分割合(イメージ)

判定区分	I	II	III	IV
橋梁	○%程度	○%程度	○%程度	○%程度

※橋梁の築年数、交通・地形・気象等の環境等を考慮した分類を検討
 ※判定区分 I:健全 II:予防保全段階 III:早期措置段階 IV:緊急措置段階

【判定区分Ⅳとされた施設の措置】

- (1)「通行止め」「通行規制」もしくは「応急措置」等を実施した上で措置方針を速やかに決定し、道路メンテナンス会議へ報告
- (2)措置方針は「修繕」「更新」「撤去」のいずれかから選択するとともに、その実施時期を明確化

【緊急対応事例】

■兵庫県高砂市 ^{たかさご たにがわ} 谷川橋
 1972(昭和47年)開通:43歳



【経緯(平成27年)】

- 2月4日:定期点検で、**著しい断面欠損を確認**
- 2月5日:学識経験者へ意見聴取→**判定区分Ⅳと診断**
- 2月7日~:**通行止め**(緊急対応)
- 平成27年度内:修繕工事を実施予定

■愛知県犬山市 ^{いぬやま さいうんばし} 彩雲橋
 1929(昭和4年)開通:86歳



【経緯(平成27年)】

- 2月19日:定期点検で、**Co支柱の傾斜・洗掘を確認(判定区分Ⅳの疑い)**
- ※毎日、変状を確認するため犬山市によりパトロールを実施
- 3月4日:犬山市から名古屋国道事務所へ**支援要請**
- 3月4日:中部地方整備局職員が現地確認し、技術的助言→**道路管理者の判断として、判定区分Ⅲと診断**

- 平成26年度より全道路管理者において、橋梁・トンネル等の近接目視による定期点検や健全度の判定、点検・診断結果に基づいた措置を実施。これらについて結果を『見える化』し、国民の理解を促進するため『道路メンテナンス年報』を作成
- 『道路メンテナンス年報』は、全道路管理者の点検状況等を毎年とりまとめ公表。また、収集したデータを共有できるシステムを検討

【目次(橋梁の例)】

- I. 橋梁の諸元・現状
(管理者別橋梁数・橋面積、橋長別橋梁数、建設年度別橋梁数)
- II. 点検・診断
(点検計画、平成26年度定期点検実施状況、平成26年度点検結果、判定区分Ⅳのリスト)
- III. 措置
(判定区分Ⅳの措置状況)

【データ収集項目】

《諸元》

施設名、路線名、建設年度、施設延長(橋長)、幅員、幅員、管理者名、上下線、当該施設の緊急指定道路の指定(1~3次)、橋梁下条件(緊急指定道路、新幹線、その他鉄道)等
※不明データについては順次更新(建設年度、幅員等)

《点検データ》

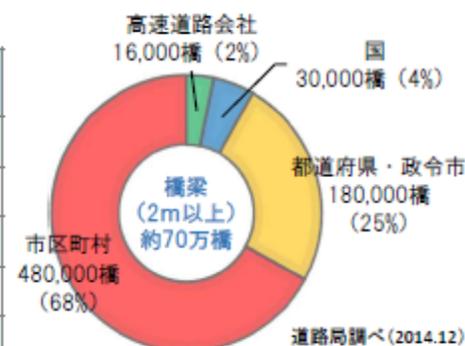
点検計画、点検実施年月日、橋梁全体・部材毎の判定区分、修繕計画、修繕内容、措置記録 等

【I. 橋梁の諸元・現状(管理者別の状況)】

○約70万橋のうち、地方公共団体が管理する道路橋が約66万橋と全体の9割以上

■道路管理者別橋梁数・橋面積

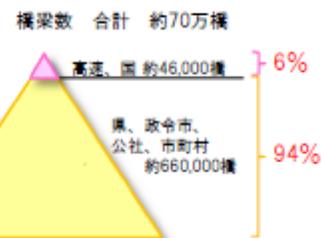
	橋梁数	橋面積
国		
高速道路会社		
都道府県		
市区町村		
合計		



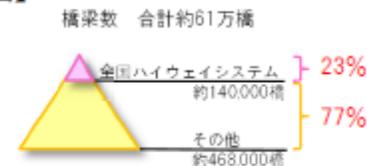
■道路橋に関する米国との比較

出典) 日本 道路局調べ(2014.12)
米国 橋梁数、橋面積: U.S. Department of Transportation
FHWA National Bridge Inspection 2013年

【日本】



【米国】

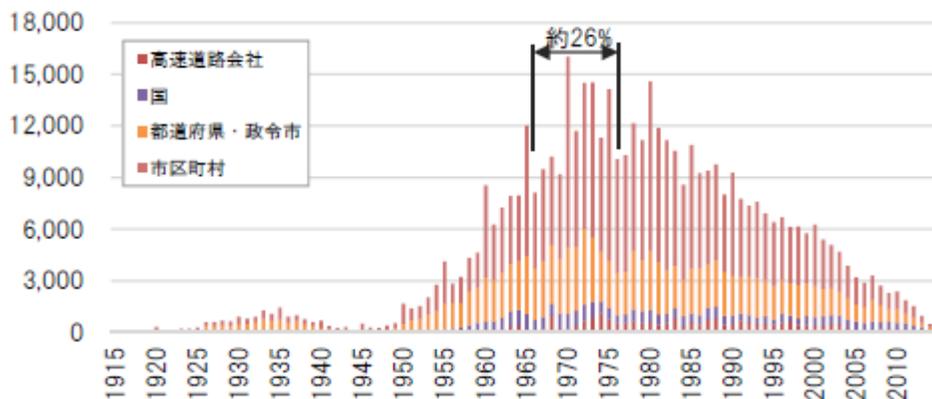


※日米の国が管理する橋を同比率とした場合の地方自治体が管理する橋の現状を比較した場合

【Ⅰ. 橋梁の諸元・現状(建設年度別の状況)】

- 高度成長期である1970年代に建設された橋梁が約26%
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約18%だが、10年後は約42%に急増

■建設年度別橋梁数分布

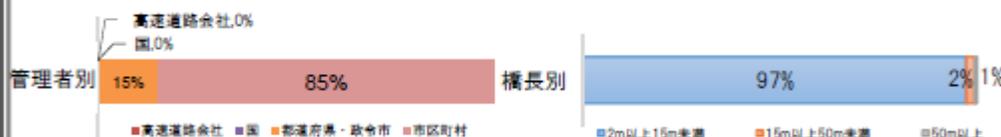


※ この他に建設不明橋梁が約24万橋

■建設後50年を経過した橋梁数 (2015時点、2025時点)



■建設年度不明橋梁の内訳



【Ⅱ. 点検・診断、Ⅲ. 措置】

- 平成26年度、全道路管理者の定期点検実施率は、道路橋約10%、道路トンネル約15%、道路附属物等約16%
- 緊急措置が必要な橋梁(判定区分Ⅳ)は●橋

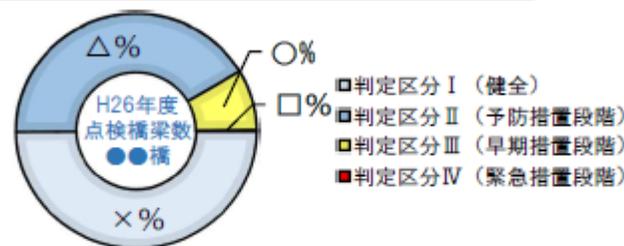
■平成26年度定期点検実施状況 (管理者別)

	橋梁数	H26実施数	実施率
国			
高速道路会社			
都道府県・政令市			
市区町村			
合計			

■跨道橋・跨線橋 点検実施状況

	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する橋梁
点検実施率	○%	○%	○%

■平成26年度定期点検結果 (直轄国道の道路橋)



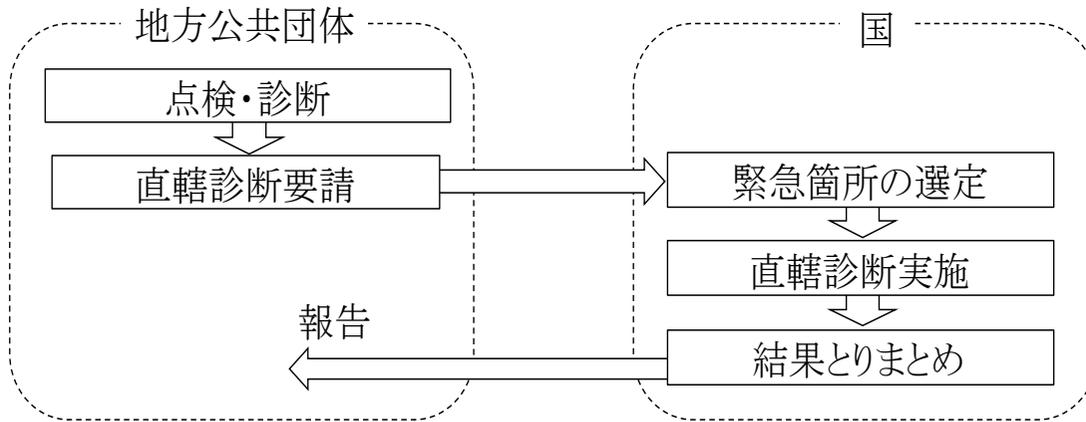
■判定区分Ⅳ (緊急措置が必要) の箇所リスト

橋梁名	道路管理者	設置年	橋梁の状態	措置方針
○○橋	××市	1987	床版に亀裂	通行規制
△△橋	××町	1965	支承の腐食	通行止め
×
××橋	□□村	1988

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断」を試行的に実施
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、**修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業**の着手を検討

直轄診断:「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの(複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等)に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

【全体の流れ】



【直轄診断の実施状況】



【H26直轄診断実施箇所と診断結果概要】

■三島大橋(福島県三島町)

アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見



■大前橋(群馬県嬭恋村)

床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行

なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要



■大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)

メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態



大規模修繕・更新補助制度の創設

○地方公共団体における大規模修繕・更新を複数年にわたり集中的に支援するため、新たな個別補助制度(大規模修繕・更新事業)及び当該制度に係る国庫債務負担行為制度を創設する。

新たな個別補助制度

補助率：現行法令通り

(ただし、現行の交付金国費率までの範囲内で、当該補助率を上回る分について防災・安全交付金により措置)



➡ 個別の事業毎に採択するため、課題箇所に確実に予算が充当

要件

- ・ 都道府県・政令市の管理する道路の場合 : 全体事業費100億円以上
- ・ 市区町村の管理する道路の場合 : 全体事業費 3億円以上 のものに限る

道路事業における防災・安全交付金の重点配分の例（H27概算）

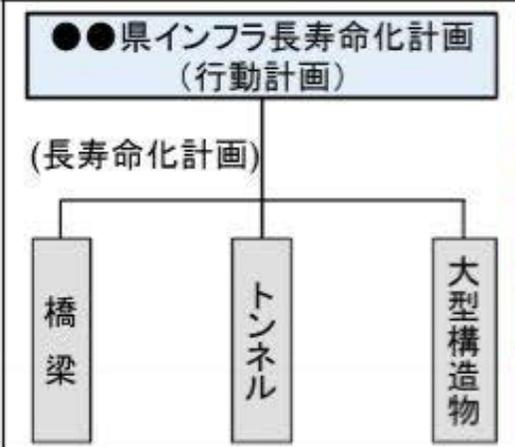
※H27道路関係予算概要(H27.1)より

道路施設の適確な維持修繕の推進

道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく
定期点検（基幹事業）



長寿命化計画の策定（基幹事業）



修繕・更新（基幹事業）



橋梁等の撤去（効果促進事業）



道路事業における防災・安全交付金の重点配分の例（H27概算）

※H27道路関係予算概要(H27.1)より

通学路の要対策箇所における安全の確保

- 【対策検討メンバー】
- ・教育委員会、学校、PTA
 - ・道路管理者
 - ・警察署
 - ・利用者団体

・歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む



＜対策メニュー＞

- ・無電柱化

・狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険



＜対策メニュー＞

- ・バス停周辺歩道整備

・自転車と徒歩通学する児童が錯綜し危険



＜対策メニュー＞

- ・自転車通行空間の整備

・歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険



＜対策メニュー＞

- ・歩道拡幅
- ・バリアフリー化

・踏切内の歩行空間が狭く、児童と車が輻輳し危険



＜対策メニュー＞

- ・踏切の拡幅

・国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険



＜対策メニュー＞

- ・大型車通行禁止
- ・狭さく、ハンプの設置



- : 通学路(学校指定)
- : 要対策箇所

道路事業における社会資本整備総合交付金の重点配分の例（H27概算）

※H27道路関係予算概要(H27.1)より

ICアクセス道路等の整備



※H26年度実績：延べ211名の地方公共団体職員（約79市町村）が受講

【H27年度研修（計画）】

道路構造物管理実務者研修

〈4日間（橋梁） 3日間（トンネル）、関東技術事務所〉

- 対 象： 自治体職員及び直轄職員
- 予定人数： 280名程度（うち自治体職員250名程度）
- 時 期： 橋梁Ⅰ H27.9.15～9.18 及び H27.10.6～10.9
各60名程度
橋梁Ⅱ H27.11.24～11.27 及びH27.12.1～12.4
各60名程度
トンネル H27.9.28～9.30 40名程度
- 場 所：
- 目 的： 地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を習得するための研修。

※ 募集時期：7月中旬～8月上旬（予定）

